

介護保険  
その財源と  
費用負担

世代間と国民の支え合いで  
成り立っています

介護サービスには、在宅で平均14万円/月、施設で平均28万円/月と多くの費用がかかります。介護保険制度では、保険適用品の9割について保険給付がされるため、被保険者本人は、原則1割の自己負担で、介護サービスの利用ができます。保険給付に必要な財源は、1号被保険者(65歳以上)と2号被

保険者(40~64歳)が負担する介護保険料と、国、県、市の公費負担などで賄われています(図表①参照)。介護保険制度は、介護に必要な費用について、高齢者本人も含め、世代・地域を超え、全国民で負担し支え合っていることがわかります。

介護保険料は  
基準月額4,900円から **4,800円に**

65歳以上の方に負担いただく平成21年度から平成23年度の「介護保険料基準月額」は、前期保険料と比べて100円を引き下げ、月額4,800円(年額57,600円)になりました。

第4期介護保険料の決め方

①将来の給付水準と給付費用を予測

平成21年度からの介護報酬改定と高齢化を考慮し、介護予防や介護給付に必要な費用を予測(年間平均77億円)

②65歳以上の負担額を計算

○第4期保険料の基準額=介護保険に必要な費用×20%:  
65歳以上の負担割合÷65歳以上の延べ人数

○保険料=上記の基準額×保険料段階の倍率

保険料は世帯の課税状況や本人の所得状況により、図表②(5ページ)のとおりとなります。

基金や国の交付金を活用し負担抑制 図表③

第4期介護保険料の算出にあたっては、高齢者の増加に加え、税制改正の激変緩和措置の終了、介護報酬の増額改定などがあり、介護保険料の引き上げは避けられない状況でした。

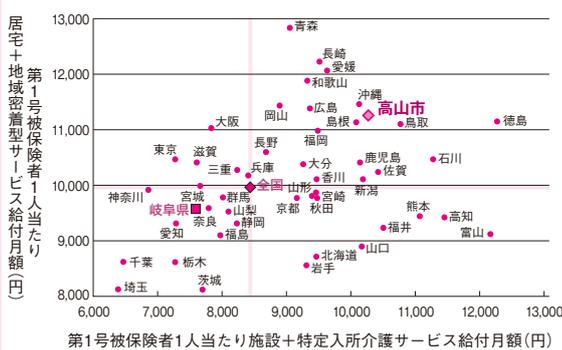
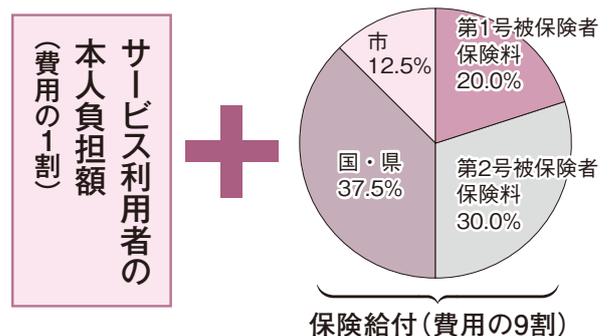
しかし、第3期で財政調整基金を積み増し、第4期にその基金繰入れと国の交付金を活用することで、21年度から3か年にわたり基準月額100円を引き下げることができました。

保険料段階は6段階から8段階に 図表②

税制改正に伴う激変緩和措置が第3期で終了することに伴い、介護保険料が大きく上昇することのないよう、「市民税世帯非課税で合計所得金額が80万円以下」と、「市民税本人課税で合計所得金額が125万円未満」の段階を新たに設けました。

全体を6段階から8段階に増やすことで負担率の軽減を図るほか、どの段階でも原則、介護保険料が下がるように計画しました。(詳しくは市ホームページをご覧ください)

介護サービスに必要な費用と負担の仕組み 図表①



高山市の保険給付額全体では、平成12年度で施設系19億3千万円、居宅系11億1千万円と、施設給付の割合が高いのに対して、平成19年度では、施設系26億9千万円、居宅系33億3千万円と居宅給付の比率が高くなっています。

③ サービスの自治体比較  
グラフは居宅系・施設系の被保険者1人あたりの介護保険給付費を表したもので、右上にいくほど給付水準が高いことを示します。高山市は他市と比べて居宅系・施設系ともに高い給付水準を示しています。